

答申第 568 号

平成 24 年 9 月 3 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 23 年 11 月 14 日付けで諮問された特定学校法人の教科書不存在の件
（諮問第 621 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

行政文書に本来当たらない教科書の実物について、行政文書の不存在を非公開理由としたことは不適切であり、実施機関は、不服申立人に対し行政文書に当たらないことを非公開理由として説明すべきであった。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成23年10月7日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定の学校法人（以下「本件学校」という。）から実施機関が借用した教科書の実物（以下「本件教科書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成23年10月18日付けで本件教科書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成23年11月8日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件教科書の不存在について

- ア 教科書の提出義務について、平成22年末に前知事が本件学校を訪問し、教育内容を確認した上でその是正を求め、これを本件学校側も修正するという約束を文書で交わしており、平成23年5月の私立学校現況調査時にも本件学校から改訂した部分の教科書の写し（以下「改訂部分の写し」という。）が提出されている。教科書の提出が私立学校経常費補助金の交付要件になっていないとする実施機関の説明には整合性がない。
- イ 教科書の借用経緯について、実施機関は、新聞報道を受け、本件学校側から本件教科書の提出の意向があり、その場で本件教科書と改訂部分の写しが同一のものであることを確認したと説明しているが、確認できたのであれば、その場で返却するのが然るべきである。

ウ 不服申立人の請求時点で返却されていたのであれば、請求時等即座に、その旨を説明するなど、返却した事実を請求人に連絡すべきであるが、公開拒否決定通知まで連絡がなされなかった。公開請求を受けて、慌てて返却したという指摘や本件学校側と口裏合わせをした可能性も指摘されており、不服申立人を愚弄する対応に怒りを禁じ得ない。

(2) その他

ア 不服申立人は、実施機関に対して県民の知る権利の観点から、本件教科書の再提出を要求したが、実施機関は本件学校側に伝達も行っていない。

イ 実施機関の対応は県民の知る権利を侵害し、民主主義の根幹にも関わる問題であり、また、改訂は教科書の原本を確認する必要があることから、実施機関は本件学校に対し教科書の再提出を求めるべきである。

4 実施機関（県民局くらし文化部学事振興課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件教科書について

本件教科書は、特定の学校法人から提出された教科書の実物である。

(2) 本件教科書の提出義務について

私立学校法では、私立学校の自主性が重んじられるとともに、私立学校法第5条で学校教育法第14条の規定が適用外とされているため、行政が私立学校で行われる教育の内容などについて指導できないことになっている。

また、私立学校経常費補助金交付要綱及び私立学校経常費補助金交付要領において、教科書の提出は補助金の交付要件とはなっていない。通常、他の私立学校に対しても、県から教科書の提出を求めることはない。

(3) 本件教科書を借用するまでの経緯について

平成23年5月の私立学校現況調査の際に、本件学校から教科書の改訂部分の写しが県に提出された。同年10月2日に、教科書の改訂は偽装である旨の新聞記事が掲載されたため、本件学校の理事長（以下「理事長」という。）から、教科書の原本と先に提出した改訂部分の写しが同一のものであることを確認してほしいとの申し出があり、翌3日に、理事長が本件教

科書を持参した。その場において教科書改訂部分の内容を確認するとともに、理事長から必要であれば本件教科書を貸すことができる旨の申し出があったため、一時的に教科書を借用することとした。その際、理事長から本件教科書は10月7日までには返却してほしいとの申し出があった。

(4) 本件教科書の存否について

ア 本件教科書の返却については、借用時の返却期限に従い、10月7日13時30分に本件学校を訪問し、本件教科書を理事長に返却した。

イ 不服申立人から公開請求があったのは同日16時ころであり、したがって、請求時点で実施機関の元に本件教科書は存在しなかった。

ウ 本件教科書の借用書は作成しておらず、返却の事実を証する文書は作成・保有していないが、本件教科書の返却時に使用した公用車の利用証はあり、行き先は本件学校、利用時間は13時から15時30分までと記録されている。

(5) 本件教科書の公開請求時の対応について

ア 10月7日、不服申立人から情報公開請求を受けた時点で、対応した職員は返却の事実を知っていたが、その事実を伝えていいものか担当者にはその場で判断が付かなかったため、特に本件教科書の存否について情報提供を行わず請求を受け付けた。

イ 本件教科書に対する公開請求と併せて私立学校現況調査の提出書類についても同時に公開請求がなされていたため、そちらの延長決定の通知と併せて本件教科書の不存在決定の通知を行い、本件教科書を返却したことについて別途連絡を入れることはしなかった。

(6) 行政文書に該当するかの判断について

行政文書に該当するか否かという判断はしておらず、返却してしまい不存在という点から、事実として判断した。本件教科書については、提出義務はなく、一方で返却義務はあるので返却したものである。

現時点で考えると、県で自由に処分できるものでもないもので、行政文書には該当しないと判断することもできたのではないかと考えている。

(7) 本件教科書の再提出について

県民の関心が高いことは承知しているが、教科書を提出させる法的根拠

がないため、本件学校に提出を命ずることはできない。他の学校法人に対しても教科書の提出を求めた例はない。また、県として再度提出させる必要があるとは考えておらず、再提出を求めることは検討していない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件教科書について

本件教科書は、特定の学校法人から提出された教科書の実物である。

(3) 本件教科書の行政文書該当性について

ア 条例第3条は、公開請求の対象とされる行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

このことを踏まえ、本件教科書が行政文書に該当するかどうかは、その内容及び性質、借用したときの状況等から個別具体的に判断していく必要がある。

イ 当審査会において本件教科書の提出義務について確認したところ、私立学校経常費補助金交付要綱及び私立学校経常費補助金交付要領において教科書の提出義務に当たる規定は認められなかった。

また、実施機関は、改訂部分の写しを行政文書として既に管理しており、本件学校からの申出を受けて、改訂部分の内容の確認のため本件教科書を一時的に借用することとしたとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

さらに、本件教科書は、理事長が自主的に持参したものであり、返却期限など返却の約束を行っているとの実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

以上のことから、本件教科書に対し、実施機関に管理等の権限があっ

たものと認めることはできない。

ウ したがって、本件教科書は、条例第3条にいう行政文書には当たらない。

(4) 本件教科書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求に対し、本件教科書が存在しないことを理由として非公開決定を行った。

イ 実施機関は、本件学校から本件教科書を一時的に借用したが、返却期限に従って本件教科書を返却したことから、本件請求の時点で本件教科書は存在しなかったと説明している。

ウ 公開請求時点において、本件教科書が既に返却されていたと推認し得る根拠がある一方で、他にこれを覆すに足る事情は認められないことから、本件教科書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

(5) 理由の記載について

ア 実施機関は、本件請求に係る非公開理由を、前記(3)において判断のとおり行政文書に本来当たらないため非公開とすべきところ、本件教科書が存在しないことをもってその非公開理由として記載した。

イ したがって、本件請求に係る非公開理由の記載内容は適切ではなかったと言わざるを得ず、実施機関は、不服申立人に対し、行政文書に当たらないことを非公開理由として説明すべきであった。

(6) 公開請求時の対応について

ア 不服申立人は、公開請求時点で本件教科書が存在しないのであれば、実施機関は請求書受付時に状況を説明すべきであったし、受け付けた職員が所属に戻って事実を知ったのであればその時点で連絡するべきである旨主張している。

一方、実施機関は、請求を受け付けた時点で、対応した職員は返却の事実を知っていたが、その事実を伝えていいものかその場で判断が付かなかったため、本件教科書の存否について情報提供を行わず請求を受け付けたと説明している。

イ 本県の情報公開の運用手続においては、「神奈川県情報公開条例の解

積及び運用の基準」第9条関係2（7）に記載のとおり、明らかに管理していない文書に該当すると認められる場合はその旨の案内をすることとされているが、その一方で、適法な情報公開請求書が提出されたときは、法令の求める審査・応答を拒否することなく請求書を受理し、法令にのっとりした手続を進めることが求められている。

したがって、実施機関は、要件の整った請求書が提出されている以上、請求書を受理し、手続を進めざるを得なかったことから、実施機関の対応は形式的には適切であった。

（7）その他

不服申立人は、本件教科書の再提出を求めるよう主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、この主張の当否については意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月14日	○ 諮問受理
11月16日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12月9日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成24年1月9日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
1月23日 (第114回部会)	○ 審議
2月3日 (第115回部会)	○ 不服申立人から意見を聴取 ○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月13日 (第116回部会)	○ 審議
4月17日 (第117回部会)	○ 審議
5月22日 (第118回部会)	○ 審議
7月5日 (第119回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
柿 崎 環	横浜国立大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成24年9月3日現在) (五十音順)